

自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議

平成7年1月の阪神・淡路大震災を受け、平成10年5月に創設された「被災者生活再建支援法」は、衆議院災害対策特別委員会の附帯決議により、「施行後5年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされており、本会の専門部会等において検討してきたところであるが、適用要件の緩和等の見直しを行うとともに、近年における低金利の社会情勢の中で基金の運営方法についても元金取り崩し方式などに変更していく必要がある。

一方、本会が、長年にわたり要望してきた被災者に対する住宅再建支援の制度については、被災者生活再建支援法附則第2条において「その在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに、昨年7月の中央防災会議の報告には、「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」と述べられているなどの状況にある。

このような中において、居住確保の契機として、まずは、下記の内容の公的支援による住宅再建支援制度を早急に創設する必要がある。

記

- 1 都道府県は、住宅再建支援制度の創設のために、新たに拠出することとする。
- 2 国は、国民からの期待も含め真剣に受け止め、平成16年度予算及び住宅再建支援制度の立法措置を早期に構築すること。
- 3 また、生活再建及び住宅再建の両支援制度とも、今後5年を目途に追加拠出の必要性及び制度の見直しを含め、総合的に検討し、必要な措置を講ずることとする。

なお、両支援制度の詳細については、今後、専門部会等で検討、協議することとする。

については、国において、両支援制度の実現のため、所要の立法措置及び財政措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、決議する。

平成15年7月17日

全 国 知 事 会

自然災害被災者支援制度の創設等について

平成15年7月17日
全 国 知 事 会

- 1 平成7年1月の阪神・淡路大震災を受け、平成10年5月に生活再建支援制度が創設され、その見直しについては、衆議院災害対策特別委員会の附帯決議に基づいて施行後5年を目途として現在進めているところであり、また、追加拠出(300億円)については、平成10年7月の全国知事会議の申し合わせに基づき、本会の専門部会等において検討しているところである。
しかしながら、近年、低金利の社会情勢の中で果実運用型で運営していくことは困難であり、元金取り崩し方式等について検討しているところである。(関係府省とも相談中)
- 2 一方、住宅再建支援の在り方については、被災者生活再建支援法附則第2条において、「総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに、昨年7月の中央防災会議の報告の中では「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」と述べられている等の状況にある。
このように、被災者の住宅建設など居住確保の契機としての住宅再建支援制度を構築することが、国民からも期待されているところであるが、国・地方財政も厳しい状況にあり、「公助」としての支給額については、一定の限度が考えられる。
そこで、平成16年度に住宅再建支援制度の創設に向けて検討を行ってきたところであり、その概要は次のとおりである。
 - ① 都道府県は資金を新たに拠出する。
 - ② 運営方法として、元金取り崩し方式とする。(残高減少状況を踏まえ再積立)
 - ③ 住宅の所有・非所有を問わず、全半壊した世帯の新築、修理及び賃貸住宅への入居に対し支援する。
 - ④ 自然災害の種類や対象世帯の所得制限及び年齢制限は、生活再建支援制度とほぼ同様とする。
 - ⑤ 国及び都道府県の負担割合は、2分の1ずつとする。
ただし、阪神級の大規模災害の場合には別途検討することとする。
 - ⑥ 認定事務(市町村)等は生活再建支援制度とほぼ同様とし、事務の簡素化を図ることとする。
- 3 なお、住宅再建支援制度の創設等に関しては、国及び都道府県は次のようにすべきである。
 - ① 都道府県は、住宅再建支援制度の創設のために新たに拠出することとし、生活再建支援制度の追加拠出を見合わせることにする。
 - ② 国は、国民からの期待も含め真剣に受け止め、平成16年度予算及び住宅再建支援制度を含めた法制度を早期に構築すること。
 - ③ 両制度とも、今後5年を目途に追加拠出の必要性及び制度の見直しを含め、総合的に検討し、必要な措置を講ずることとする。
以上、居住確保の契機として、まずは公的支援による住宅再建支援制度を創設するとともに、引き続き、住宅所有者間の相互扶助を基本とした共済制度についても検討すべきである。